

シンボル事業③に関する課題・疑問点等及び対応策

平成23年9月8日 公共施設再配置推進課作成

第1回ワーキンググループ会議終了後に、ワーキンググループ構成課から提出された課題等のうち、現時点での対応策や考え方を明確にしておくべきものについてまとめたもの。

疑問点等の内容	対応策
<p>1 自治会館の開放を「行政の下請け」につながるものと誤解される恐れがある。開放により自治会が享受できるメリットを理解していただかないと、協力を得ることが難しいのではないかと、（市民自治振興課）</p>	<p>再配置計画では、小中学校を中心とした15の場所にコミュニティ拠点を集約していく。このことは、移動距離が限られる高齢者が増加していく社会に逆行する側面もあるが、真に必要性の高い施設サービスを持続可能なものとするために必要なことである。</p> <p>これに対して、身近な場所にある自治会館は、そのほとんどが低い稼働状況にある。また、人口減少と高齢化が進めば、会費収入も減り、市からの補助金も現状どおりである保証はない。したがって、今後は公共施設同様に、自治会館の維持や建替えが満足に行えなくなる恐れもある。</p> <p>こうした状況の中で、自治会館開放を進めることは、公共施設の機能補完のためだけでなく、その使用料収入が、自治会運営を行っていくための重要な資源になり得ると考えている。</p>
<p>2 自治会館用地の譲与を受けた後、自治会が貸付けを行うなど、自由にその土地を使えるのか。そうしたメリットがない場合、市が管理するままで無償貸付けを受けていけば何の問題もないので、譲与を受ける必要はないと思われるのではないかと。（市民自治振興課）</p>	<p>譲与する土地（開発行為等により集会所用地として市が寄附を受けた土地）は、制度上、市が預かっていたに過ぎず、一義的には、自治会員のものと考えている。したがって、譲与後において、自治会の総意の下でその一部を目的外に使用し、又は賃貸を行うことは差し支えないと考えている。</p> <p>また、自治会館を持つ必要があるか否かの判断は、自治会に委ねられている。土地の譲与後において、自治会館が老朽</p>

疑問点等の内容	対応策
	<p>化し、それを更新することを選択しないのであれば、このことを積極的に推奨するものではないが、土地の処分に至るとしても仕方のないことと考えている。</p>
<p>3 現在の公民館は、最低でも2人体制、公民館講座を実施するときは、3人体制のローテーションを組んでいる。再任用職員（週4日勤務）の館長も今後増えると思うが、児童館、老人いこいの家の機能を補完するためには、職員増員は必要である。（公民館）</p>	<p>今後、どのような形で機能補完をしていくのか詰めていく中で、人員の適正な配置を検討していきたい。</p> <p>【現状】</p> <p>老人いこいの家 職員配置なし （指定管理）</p> <p>児童館 厚生員1名又は2名</p>
<p>4 児童館機能を公民館で補完する場合、必ずしも児童館の近隣に公民館があるとは限らない。（公民館）</p>	<p>再配置計画の中では、直線距離で1kmを超えた施設での機能補完は想定していない。1km以内に適当な施設がない場合、開放型自治会館による機能補完又は機能廃止を検討することとなる。</p>
<p>5 児童館、老人いこいの家の機能を補完することにより、既存の公民館利用団体が利用できる回数が減ることも考えられる。この点において、自治会館の開放もセットで行われる必要がある。（公民館）</p>	<p>公民館利用者にとって、全てが今までどおりとはならないが、現状での公民館各部屋の空き時間を有効に活用した機能補完を考えている。また、公民館は、調理室や創作活動室、音楽室など、児童館にはない機能を備えた部屋もあり、これらを有効に利用することにより、児童館の機能をより魅力的なものにすることができると考えている。</p> <p>さらに、大会議室のような部屋は、2分割で使用できるようにするなど、工夫の余地は多いと考えている。</p> <p>【ある日（平日午前中）の利用例】</p> <p>某児童館：成人の卓球（卓球台2台）</p> <p>その近隣公民館</p> <p>1 階和室 親子（就園前幼児）を対象にした事業</p> <p>2 階ホール：成人の卓球（3台）</p> <p>2 階ホールを分割使用できるようにすることにより、上記利用者は今までと同じ利用ができ、なおかつ児童館と公民館の機能を実現できる。</p>

疑問点等の内容	対応策
6 老人いこいの家は、現状でも自治会館的利用がされることが多い。したがって、自治会へ無償譲渡することが望ましい。(高齢介護課)	実現出来るよう調整を進めていきたい。
7 公共施設は、避難所の指定をしているので、譲与後の扱いに注意が必要である。(高齢介護課)	今回のケースに限らず、公共施設再配置計画は、公共施設の床面積を変動させるので、時宜を得て避難所としての使用に関して調整を図っていきたい。
8 建物を譲与後、大規模修繕が必要となった場合の援助はどうなるのか。(高齢介護課)	現行の自治会館の修繕に対する補助制度の適用を考えている。
9 議会は年4回開催されている。自治会への無償譲与の手続きを簡素化するための条例改正は、必要ないと考える。(財産管理課)	できるだけ迅速な手続きで譲与を進め、円滑な計画進行を図るとともに、事務担当課における事務処理の合理化・効率化による負担軽減を狙うために計画に明記したものだが、現在の担当課とは見解が一致していないようなので、条例化を進めることは当面休止する。